

社会福祉法人電機神奈川福祉センター  
横浜市新杉田地域ケアプラザ指定居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人電機神奈川福祉センターが運営する横浜市新杉田地域ケアプラザが行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供するものとする。

(運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行われるものとする。

- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画 以下「ケアプラン」という）を作成する。
- 3 ケアプランにもとづき、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等を行うものとする。
- 4 利用者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他必要な情報の提供を行うものとする。
- 5 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるケアプランが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 6 事業の実施に当たっては、関係市町村、法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 横浜市新杉田地域ケアプラザ
- 2 所在地 横浜市磯子区新杉田町8-7

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 居介に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。ただし、員数の標準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

- 1 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、介護支援専門員とし、事業所の職員の管理及び業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行う。

- 2 介護支援専門員

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

介護支援専門員		常勤（人）	非常勤（人）
	専従	2名	1名
	非専従	1名	1名

(営業日及び営業時間)

第5条 居介の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 3 電話等により24時間連絡可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次の通りとし、ケアプランを作成した場合の利用者の負担金はないものとする。

① ケアプランの作成

ケアプランの作成については、利用者及びその家族が、事業所窓口及び電話にて相談したことを受け、利用者本人の身体状況及び生活環境等を勘案すると共に、利用者の意思を尊重の上、ケアプランを作成する。また、計画の作成にあたっては、利用者宅を訪問し状況調査を行うものとする。

② サービス事業者やその他の者との連絡調整等

ケアプランに基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス担当者会議を行うものとする。また、サービス提供開始後についても、電話・訪問等により利用者及びサービス事業者との連絡を継続的に行い、利用者に対する課題及びケアプランの実施状況を把握し、必要に応じてケアプランの変更、居宅サービス事業者との連絡調整を行うものとする。

③ 介護保険施設の紹介、その他の提供

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望した場合においては、介護保険施設への紹介等をする。

- 2 第7条の通常の事業実施地域を越えて行うケアプランの作成に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 前項の費用支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名又は記名を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は、磯子区内とする。

(その他運営に関する留意事項)

第8条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6か月以内
- ② 定期研修 年2回

- 2 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するとともに、サービス事業者等に利用者及びその家族の個人情報を開示する場合は、予め文書にて利用者及びその家族の同意を得る

ものとする。

- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、事業所と職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、横浜市における条例・規則・要綱、運営法人との委託契約書で定める他、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

この規程は、平成14年 4月1日から施行する。

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、平成28年 7月1日から施行する。